諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和3年8月30日(令和3年(行情)諮問第350号)

答申日:令和5年4月3日(令和5年度(行情)答申第6号)

事件名:特定労働基準監督署の監督復命書(特定年度分)の表面の一部開示決

定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「平成28年度 特定労働基準監督署の監督復命書綴りにある監督復命書の表面(様式第1の1号)全て」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。) 3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3 月26日付け東労発総開第1-494号(2)により東京労働局長(以下 「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。) について、その取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消すとの決定を求める。

本件対象文書には、法5条2号イに該当する情報は含まれていない。

本件対象文書には、法5条4号に該当するものが記載されている部分はない。

本件対象文書には、法5条6号に該当するものが記載されている部分はない。

よって,厚生労働大臣に審査を請求する。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書

### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年3月26日付け(同月27日受付)で処分

庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。 イ これに対し、処分庁が令和2年4月24日付け東労発総開第1-4 91~495号により開示決定等の期限の特例規定の適用を行い、令 和3年3月26日付東労発総開第1-494号(2)により原処分を 行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和3年5月31 日付け(同年6月1日受付)で本件審査請求を提起したものである。

### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした情報のうち、下記(3) エに掲げる部分については新たに開示し、その余については、法の適用条項について法5条6号を法5条6号イ及びホに改めた上で、原処分を維持することが妥当であると考える。

### (3) 理由

## ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「平成28年度 特定労働基準監督署の監督復命書級りにある監督復命書の表面(様式第1の1号)全て」であり、特定労働基準監督署において探索を行ったところ、平成28年度に行った監督指導の記録が認められたことから、当該監督指導に当たって作成されたもののうち、本件開示請求書に記載された該当行政文書を本件対象文書として特定した。

### イ 不開示情報該当性について

本件審査請求においては、原処分における不開示情報の根拠条項の うち、法5条1号以外の条項につき不服を申し立てているため、以下 当該条項について述べる。

# (ア) 監督復命書

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

## (イ) 法5条2号イ及び6号ホの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、特定事業場のうち独立行政法人等及び地方公共団体が経営する企業に係る事業については、同様の理由により法5条6号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

したがって、これらの情報は、法 5 条 2 号 7 及び 6 号 ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (ウ) 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法 や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係 を前提として明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載され ている。

これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも協力的でなくなり、ひいては労働基準関係法令違反の隠蔽につながるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ労働基準監督機関が行う事務に関する情報であって検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれさらに違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法 5 条 4 号及び 6 号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書の中で、上記第2の2のとおり主張しているが、不開示情報該当性については上記イで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

# エ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち,別表(理由説明書別表(略))に掲げる部分については,法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから,新たに開示することとする。

#### (4) 結論

以上のとおり本件審査請求については原処分において不開示とした情報のうち、上記(3) エで開示するとした部分については新たに開示し、その余については、法の適用条項について法5条6号を法5条6号イ及びホに改めた上で、原処分を維持するべきである。

#### 2 補充理由説明書

法19条の規定に基づき、令和3年8月30日付け厚生労働省発基08 30第7号により諮問した令和3年(行情)諮問第350号に係る諮問書 理由説明書について、当該理由説明書では法5条1号以外の条項にかかる 不開示情報該当性について説明したところであるが、法5条1号の不開示 情報該当性については、上記(3)イ(イ)として以下のとおり追記する。

法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特

定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和3年8月30日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月9日 審議

④ 令和4年12月8日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑤ 令和5年3月16日 委員の交代に伴う所要の手続の実施,本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月28日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分における不開示部分のうち一部を新たに 開示するとともに、本件対象文書の不開示部分に係る法の適用条項を法5 条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホとした上で、原処分を妥当とし ていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部 分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件においては、不開示部分の全てについて法5条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホの不開示理由が主張されているものとして、以下、検討を行う。

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分(別表の2欄に掲げる部分)について

通番11は,「参考事項・意見」欄に記載された対象事業場の業態, 当該事業場で行われていた作業,指導等の内容及び特定監督署担当官の 意見の記載の一部であるが,原処分において開示されている事業場の業 種,労働者数,違反法条項・指導事項等の情報と同様又はそれらから推 認できる内容のほか,対象事業場が特定されることになる情報であると は認められない。

通番13は、欄外等に記載された手書きの各種メモであり、通番13 (1)は処分庁において復命書の管理のために便宜的に付与した番号、 通番13(2)は、当該事案における完結日、通番15(3)はシステム入力済であること等を示すメモである。 これらの情報は、いずれも対象事業場や個人が特定されることになる情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを公にしても、対象事業場の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準 監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見 を困難にするおそれがあるとも認められない。

さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ るとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号イ及 びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分(別表の2欄に掲げる部分を除く部分)について
  - ア 通番1,通番3ないし通番5,通番11及び通番13

当該部分は、「監督種別」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「企業名公表関係」及び「参考事項・意見」欄の各欄の記載並びに各種欄の内外に記載された手書きのメモである。

当該部分については、下記(ア)ないし(エ)の理由により、これを公にすると、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ、又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなって、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号 イ、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすること が妥当である。

(ア)監督復命書の「監督種別」欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督年月日等が開示されていることから、監督を受けた事業者において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また,「申告監督」の場合のみ不開示とすると,不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば,「申告監督」以外の場合も含め,「監督種別」欄に記載された情報を不開示

とすることが妥当である。

- (イ)監督復命書の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記(ア)と同様のおそれが生じる。
- (ウ)「特別監督対象区分」欄は、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、特別監督であったことが明らかになる。このため、これを開示すると、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。
- (エ)「企業名公表関係」欄、「参考事項・意見」欄及び各種欄の内外に記載されたメモは、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。
- イ 通番2,通番6ないし通番10及び通番12

当該部分は,「労働保険番号」,「事業の名称」,「事業場の名称」,「事業場の所在地」,「代表者職氏名」,「店社」及び「面接者職氏名」の各欄の記載の一部である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には、監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

## (第3部会)

委員 長屋 聡,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性(全て法5条1号, 2号イ, 4号並びに6号イ及びホ 該当性)

1 諮問	ー 庁がなお不開示と	して	2 1欄のうち開示すべき部分
いる部分			
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種	全て	1	_
別」欄			
「労働保	全て(空欄を除	2	_
険番号」	<)		
欄			
「監督重	全て	3	_
点対象区			
分」欄			
「特別監	全て	4	_
督対象区			
分」欄			
「企業名	全て	5	_
公表 関			
係」欄			
「事業の	全て	6	_
名称」欄			
「事業場	全て(空欄を除	7	_
の名称」	< )		
欄			
「事業場	全て(空欄を除	8	_
の所在	< )		
地」欄			
	全て(空欄を除	9	
職氏名」	( )		
欄			
	全て(空欄を除	1 0	_
	<)		
	各頁不開示箇所	1 1	7頁3行目11文字目ないし32文字目,
項・意			10頁4行目,13頁3行目9文字目ない
見」欄			し4行目5文字目、17頁2行目22文字
			目ないし27文字目,3行目4文字目ない
			し19文字目、26頁3行目9文字目ない

し最終文字, 28頁2行目11文字目ない し3行目9文字目、29頁3行目33文字 目ないし4行目,30頁3行目23文字目 ないし4行目、31頁3行目27文字目な いし4行目、33頁3行目8文字目ないし 31文字目, 4行目12文字目ないし20 文字目, 34頁3行目15文字目ないし4 行目13文字目,30文字目ないし最終文 字、35頁5行目10文字目ないし最終文 |字,41頁1行目38文字目ないし2行目 30文字目, 44頁3行目1文字目ないし 19文字目,53頁2行目14文字目ない し3行目27文字目、56頁2行目最終文 字ないし3行目、57頁2行目34文字目 ないし3行目11文字目,28文字目ない し4行目15文字目,64頁3行目最終文 字ないし4行目36文字目,5行目1文字 目ないし9文字目、66頁2行目1文字目 ないし21文字目、67頁1行目32文字 目ないし2行目11文字目,71頁3行目 1文字目ないし4行目13文字目,16文 字目ないし21文字目,5行目23文字目 ないし28文字目、35文字目ないし37 文字目, 73頁3行目1文字目ないし24 文字目,76頁2行目1文字目ないし5文 |字目, 17文字目ないし最終文字, 85頁 1行目38文字目ないし2行目,86頁3 行目1文字目ないし6文字目,15文字目 ないし29文字目, 4行目26文字目ない し32文字目,5行目5文字目ないし14 文字目、108頁2行目1文字目ないし6 文字目,18文字目ないし38文字目,3 行目5文字目ないし12文字目,109頁 3行目15文字目ないし4行目,110頁 1行目1文字目ないし7文字目、23文字 目ないし35文字目,112頁2行目,1 13頁3行目1文字目ないし8文字目,1

5文字目ないし27文字目,114頁2行 目1文字目ないし33文字目,4行目12 文字目ないし5行目21文字目,118頁 2行目1文字目ないし7文字目,38文字 目ないし3行目,119頁2行目1文字目 ないし7文字目、30文字目ないし3行 目,124頁1行目15文字目ないし22 文字目,129頁5行目1文字目ないし1 8文字目、139頁2行目3文字目ないし 8文字目、14文字目ないし20文字目、 29文字目ないし3行目4文字目,140 頁3行目1文字目ないし10文字目,5行 目19文字目ないし最終文字、141頁2 |行目23文字目ないし3行目15文字目. 144頁4行目,147頁3行目1文字目 ないし14文字目、150頁3行目最終文 字ないし4行目19文字目、157頁4行 目、158頁1行目17文字目ないし35 文字目、2行目6文字目ないし12文字 目, 3行目23文字目ないし28文字目, 39文字目ないし4行目5文字目,159 頁1行目24文字目ないし2行目、161 頁2行目33文字目ないし3行目,164 頁5行目1文字目ないし19文字目,16 6頁2行目1文字目ないし6文字目,10 文字目ないし26文字目, 4行目14文字 目ないし19文字目,29文字目ないし3 6文字目,169頁1行目1文字目ないし 10文字目,21文字目ないし24文字 目,32文字目ないし最終文字,192頁 2行目最終文字ないし3行目,193頁1 行目、197頁2行目35文字目ないし3 |行目 1 7 文字目, 2 0 2 頁 4 行目 1 文字目 ないし34文字目、214頁3行目11文 字目ないし21文字目、36文字目ないし 5行目8文字目, 215頁3行目27文字 目ないし4行目,218頁2行目1文字目

ないし14文字目、225頁3行目1文字 目ないし6文字目、230頁2行目18文 字目ないし23文字目,26文字目ないし 3行目20文字目,233頁2行目32文 字目ないし3行目17文字目、234頁5 行目11文字目ないし29文字目、242 頁2行目29文字目ないし3行目、243 頁2行目35文字目ないし3行目24文字 目、267頁2行目1文字目ないし19文 字目、280頁1行目20文字目ないし最 終文字, 291頁3行目3文字目ないし4 行目, 293頁4行目1文字目ないし22 文字目、300頁3行目15文字目ないし 最終文字、305頁2行目1文字目ないし 6文字目,最終文字ないし3行目15文字 目、307頁3行目7文字目ないし最終文 字,309頁3行目1文字目ないし28文 字目、311頁2行目25文字目ないし3 行目5文字目、312頁1行目、326頁 4行目30文字目ないし5行目6文字目, 338頁2行目1文字目ないし8文字目, 3行目7文字目ないし最終文字, 344頁 1 行目 2 4 文字目ないし 2 行目 2 4 文字 目, 37文字目ないし3行目4文字目, 3 63頁2行目5文字目ないし最終文字,3 64頁2行目1文字目ないし9文字目,1 3文字目ないし21文字目,5行目1文字 目ないし21文字目,33文字目ないし最 終文字, 370頁2行目13文字目ないし 3行目、374頁3行目16文字目ないし 4行目15文字目,30文字目ないし5行 目,376頁3行目3文字目ないし4行目 2 文字目、17 文字目ないし5行目、37 7頁3行目20文字目ないし4行目19文 字目、34文字目ないし5行目、378頁 2行目9文字目ないし3行目17文字目, 25文字目ないし4行目,379頁1行目

25文字目ないし2行目31文字目,38 0頁1行目18文字目ないし2行目1文字 目,384頁2行目1文字目ないし6文字 目,19文字目ないし最終文字,387頁 3行目1文字目ないし22文字目、389 頁4行目1文字目ないし6文字目,14文 字目ないし23文字目,401頁2行目1 1文字目ないし16文字目,3行目1文字 目ないし16文字目、406頁4行目33 文字目ないし5行目17文字目,407頁 2行目1文字目ないし33文字目,415 頁4行目28文字目ないし5行目,425 頁2行目1文字目ないし7文字目、4行目 3文字目ないし5行目, 427頁1行目, 430頁3行目3文字目ないし最終文字, 434頁2行目36文字目ないし3行目1 2文字目, 436頁2行目1文字目ないし 10文字目, 440頁2行目1文字目ない し34文字目、442頁5行目1文字目な いし11文字目、451頁1行目24文字 目ないし最終文字, 452頁2行目, 45 5頁2行目35文字目ないし3行目,46 2頁3行目15文字目ないし34文字目, 464頁3行目, 467頁2行目24文字 目ないし28文字目,38文字目ないし3 行目5文字目、8文字目ないし12文字 目, 473頁3行目1文字目ないし9文字 目、12文字目ないし14文字目、17文 字目ないし4行目19文字目、474頁2 |行目, 475頁2行目17文字目ないし3 行目,476頁2行目,495頁1行目2 5文字目ないし2行目13文字目,506 頁1行目19文字目ないし31文字目,5 07頁4行目1文字目ないし24文字目, 509頁2行目4文字目ないし8文字目, 3行目13文字目ないし25文字目,51 1頁1行目25文字目ないし2行目5文字

目, 512頁4行目1文字目ないし22文 字目, 516頁3行目17文字目ないし4 行目, 522頁4行目9文字目ないし27 文字目, 5 行目 2 7 文字目ないし最終文 字, 524頁3行目, 529頁5行目, 5 43頁2行目10文字目ないし15文字 目,27文字目ないし最終文字,545頁 3行目9文字目ないし15文字目,25文 字目ないし34文字目、555頁4行目1 9文字目ないし最終文字, 556頁1行目 16文字目ないし21文字目,565頁2 |行目1文字目ないし7文字目,13文字目 ないし最終文字、572頁2行目4文字目 ないし最終文字、583頁5行目14文字 目ないし最終文字, 584頁3行目37文 字目ないし5行目、586頁2行目1文字 目ないし30文字目,589頁4行目24 文字目ないし5行目,598頁2行目13 文字目ないし31文字目、3行目20文字 目ないし4行目4文字目,21文字目ない し37文字目,5行目15文字目ないし2 3文字目、599頁3行目9文字目ないし 35文字目,4行目7文字目ないし最終文 字, 600頁3行目9文字目ないし29文 字目, 4行目5文字目ないし19文字目, 601頁2行目13文字目ないし31文字 目, 3行目20文字目ないし4行目4文字 目,21文字目ないし37文字目,5行目 15文字目ないし23文字目,602頁2 |行目13文字目ないし31文字目, 3行目 20文字目ないし4行目4文字目,21文 字目ないし37文字目,5行目15文字目 ないし23文字目,603頁2行目13文 字目ないし31文字目,3行目20文字目 ないし4行目4文字目、21文字目ないし 37文字目,5行目15文字目ないし23 文字目、605頁3行目32文字目ないし

4行目,606頁2行目13文字目ないし 31文字目,3行目20文字目ないし4行 目4文字目,21文字目ないし37文字 目,5行目15文字目ないし23文字目, 607頁3行目32文字目ないし4行目, 611頁1行目19文字目ないし24文字 目,613頁4行目19文字目ないし5行 目9文字目, 615頁3行目7文字目ない し38文字目,4行目14文字目ないし3 0文字目, 616頁4行目9文字目ないし 5行目1文字目,13文字目ないし最終文 字, 617頁3行目3文字目ないし37文 字目、4行目20文字目ないし36文字 目, 619頁3行目最終文字ないし4行目 33文字目,5行目16文字目ないし最終 文字、620頁1行目1文字目ないし12 文字目、628頁2行目20文字目ないし |最終文字, 637頁2行目16文字目ない し31文字目、3行目18文字目ないし最 終文字, 639頁2行目1文字目ない6文 |字目,14文字目ないし24文字目,64 7頁4行目1文字目ないし11文字目,6 49頁3行目9文字目ないし最終文字, 4 行目25文字目ないし最終文字,650頁 3行目9文字目ないし最終文字, 4行目2 5文字目ないし最終文字, 661頁2行目 35文字目ないし3行目, 4行目11文字 目ないし最終文字, 662頁3行目12文 字目ないし最終文字, 666頁3行目, 6 70頁3行目16文字目ないし20文字 目, 30文字目ないし4行目22文字目, 671頁4行目3文字目ないし33文字 目,673頁1行目1文字目ないし7文字 目,676頁3行目12文字目ないし4行 目,685頁3行目25文字目ないし4行 目5文字目, 31文字目ないし最終文字, 686頁2行目1文字目ないし22文字

目, 690頁2行目, 692頁3行目, 4 行目, 693頁1行目14文字目ないし2 行目6文字目, 694頁2行目1文字目な いし20文字目,31文字目ないし3行 目, 695頁2行目, 3行目, 698頁1 行目, 699頁3行目1文字目ないし11 文字目, 704頁1行目1文字目ないし1 1文字目,707頁2行目,711頁2行 目1文字目ないし8文字目,15文字目な いし19文字目,714頁1行目,719 頁4行目1文字目ないし4文字目,8文字 目ないし10文字目、5行目1文字目ない し26文字目、726頁1行目25文字目 ないし2行目7文字目,728頁1行目2 2文字目ないし2行目, 730頁2行目1 文字目ないし26文字目,732頁2行目 23文字目ないし36文字目,734頁2 行目7文字目ないし28文字目,741頁 2行目7文字目ないし最終文字,746頁 3行目1文字目ないし12文字目,748 頁1行目, 2行目, 749頁2行目1文字 目ないし30文字目、750頁1行目21 文字目ないし26文字目,31文字目ない し2行目, 751頁1行目21文字目ない し26文字目、31文字目ないし2行目、 754頁1行目21文字目ないし26文字 目, 31文字目ないし2行目, 756頁2 行目16文字目ないし3行目3文字目,7 59頁1行目19文字目ないし24文字 目, 35文字目ないし2行目10文字目, 761頁2行目,768頁1行目1文字目 ないし11文字目,771頁2行目28文 字目ないし最終文字、775頁4行目7文 字目ないし20文字目,776頁1行目2 1文字目ないし26文字目、31文字目な いし2行目、777頁1行目38文字目な いし2行目10文字目,779頁2行目最

終文字ないし3行目14文字目,792頁 2行目, 794頁3行目1文字目ないし6 文字目、23文字目ないし最終文字、79 9頁1行目,800頁1行目1文字目ない し7文字目、801頁1行目、825頁1 行目20文字目ないし最終文字、840頁 2行目19文字目ないし3行目,842頁 3行目26文字目ないし5行目18文字 目、845頁4行目25文字目ないし39 文字目, 5行目6文字目ないし最終文字, 846頁3行目12文字目ないし4行目6 文字目、847頁2行目34文字目ないし 3行目21文字目,848頁2行目26文 字目ないし3行目3文字目,11文字目な いし最終文字、4行目27文字目ないし最 終文字、849頁2行目11文字目ないし 38文字目,850頁3行目20文字目な いし4行目5文字目,853頁2行目23 文字目ないし3行目7文字目、867頁4 |行目2文字目ないし最終文字,876頁2 |行目39文字目ないし4行目13文字目, 877頁2行目13文字目ないし3行目, 881頁2行目6文字目ないし最終文字, 887頁2行目1文字目ないし17文字 目, 896頁4行目, 5行目, 897頁3 |行目32文字目ないし4行目,912頁3 |行目24文字目ないし4行目5文字目,9 20頁2行目23文字目ないし3行目4文 字目、925頁1行目22文字目ないし2 8文字目、928頁1行目22文字目ない し2行目2文字目, 936頁2行目1文字 目ないし7文字目,11文字目ないし23 文字目, 946頁2行目最終文字ないし3 行目29文字目、34文字目ないし39文 字目, 950頁4行目38文字目ないし5 行目、951頁3行目16文字目ないし1 8文字目, 22文字目ないし32文字目,

953頁4行目,955頁1行目1文字目 ないし22文字目、958頁1行目25文 |字目ないし2行目19文字目,4行目5文 字目ないし25文字目、960頁4行目、 970頁1行目21文字目ないし最終文 字、973頁1行目12文字目ないし22 文字目, 976頁1行目, 982頁4行目 4文字目ないし12文字目, 22文字目な いし28文字目,990頁2行目,3行 目,991頁2行目9文字目ないし最終文 字、996頁2行目1文字目ないし3文字 目、7文字目ないし15文字目、19文字 目ないし最終文字, 997頁2行目, 10 02頁2行目,1004頁2行目1文字目 ないし38文字目、1005頁2行目1文 字目ないし19文字目、36文字目ないし 3行目、1006頁4行目19文字目ない し25文字目,1010頁1行目20文字 目ないし26文字目、3行目5文字目ない し12文字目,1011頁2行目,101 8頁1行目9文字目ないし27文字目,4 行目1文字目ないし5文字目,1019頁 2行目、1020頁1行目11文字目ない し32文字目、1026頁3行目18文字 目ないし最終文字, 1028頁2行目1文 字目ないし12文字目、1029頁4行目 1文字目ないし18文字目,1033頁1 行目38文字目ないし2行目2文字目,1 4文字目ないし22文字目,1041頁2 |行目, 3行目8文字目ないし17文字目, 1043頁1行目35文字目ないし2行目 7 文字目, 1 0 4 9 頁 2 行目, 1 0 5 0 頁 1行目1文字目ないし2行目13文字目, 1054頁2行目,1064頁2行目,1 070頁2行目24文字目ないし最終文 字,3行目34文字目ないし4行目,10 74頁2行目1文字目ないし14文字目,

			35文字目ないし3行目,1075頁1行
			目 1 1 文字目ないし 2 3 文字目, 1 0 7 8
			頁2行目6文字目ないし最終文字,108
			2 頁 2 行目 1 5 文字目ないし 3 行目, 1 0
			83頁2行目1文字目ないし17文字目,
			1084頁2行目7文字目ないし26文字
			目,1093頁2行目,4行目7文字目な
			いし33文字目、1094頁1行目20文
			字目ないし37文字目、1095頁3行目
			1 文字目ないし20文字目,1098頁2
			行目12文字目ないし23文字目、110
			3頁2行目19文字目ないし29文字目,
			1104頁4行目1文字目ないし19文字
			目、1118頁4行目1文字目ないし7文
			字目、25文字目ないし最終文字、113
			1頁1行目19文字目ないし23文字目,
			1134頁4行目,1151頁2行目,1
			165頁4行目8文字目ないし13文字
			目,24文字目ないし34文字目,116
			9頁2行目39文字目ないし3行目2文字
			目,10文字目ないし12文字目,21文
			字目ないし最終文字、1175頁3行目2
			3文字目ないし33文字目,1177頁1
			行目28文字目ないし2行目6文字目,1
			178頁2行目10文字目ないし最終文
			字, 1179頁2行目10文字目ないし3
			0 文字目
「面接者	全て(空欄を除	1 2	_
職氏名」			
欄			
その他	欄内外に手書きで 欄内外に手書きで	1 3	(1)各頁の右上欄外に記載された数字
	記載されたメモ		5頁, 11頁, 12頁, 14頁, 21頁,
			23頁ないし25頁,28頁ないし33
			頁, 35頁, 47頁ないし49頁, 52
			頁, 53頁, 59頁, 61頁ないし64
			頁, 72頁, 77頁(数字のみ), 78
			頁, 81頁, 82頁, 84頁(数字の
	<u> </u>		

み),85頁,112頁,115頁,13 0頁, 132頁, 138頁, 143頁, 1 45頁, 147頁, 151頁, 152頁, 162頁, 165頁, 166頁, 168 頁, 169頁, 170頁(数字のみ), 1 71頁(数字のみ), 172頁, 173 頁、176頁、177頁(数字のみ),1 78頁,179頁,180頁(数字の み),181頁,184頁(数字のみ), 186頁, 188頁(数字のみ), 189 頁(数字のみ),191頁ないし194 頁, 195頁(数字のみ), 199頁, 2 01頁(数字のみ),202頁,205 頁, 207頁, 210頁, 211頁, 21 4頁, 215頁, 219頁, 221頁, 2 22頁, 225頁ないし229頁, 233 頁, 235頁ないし238頁, 240頁な いし242頁,248頁ないし251頁, 254頁ないし262頁, 265頁, 26 6頁, 268頁, 271頁, 274頁ない し277頁,285頁,292頁,294 頁, 295頁, 300頁, 304頁, 31 6頁, 336頁, 340頁, 341頁, 3 45頁ないし348頁, 350頁, 351 頁, 355頁, 362頁, 365頁, 36 6頁, 367頁(数字のみ), 368頁, 369頁, 373頁, 374頁(数字の み),376頁(数字のみ),377頁 (数字のみ), 378頁(数字のみ), 3 79頁, 382頁, 383頁, 392頁, 3 9 4 頁, 4 0 2 頁, 4 0 3 頁, 4 0 6 頁, 408頁, 409頁, 428頁, 43 3頁, 435頁, 439頁, 443頁, 4 47頁, 457頁, 461頁, 462頁, 468頁, 474頁, 484頁, 485 頁, 488頁ないし490頁, 492頁, 494頁, 502頁, 506頁, 508

頁, 510頁, 511頁, 513頁, 51 4頁(数字のみ),515頁(数字の み),516頁(数字のみ),518頁 (数字のみ), 521頁(数字のみ), 5 22頁(数字のみ),531頁,535 頁, 536頁, 537頁(数字のみ), 5 38頁, 542頁, 543頁, 546頁 (数字のみ), 547頁, 550頁, 55 4頁, 560頁, 566頁, 577頁(数 |字のみ), 583頁(数字のみ), 586 頁,587頁,589頁,591頁ないし 595頁, 598頁ないし609頁, 61 3頁, 615頁, 617頁, 621頁, 6 22頁, 626頁, 627頁, 629頁, 632頁, 637頁ないし639頁, 64 8頁(数字のみ), 649頁(数字の み),650頁(数字のみ),652頁, 661頁, 664頁, 665頁, 668頁 ないし673頁、675頁ないし677 頁、678頁(数字のみ)、684頁(数 字のみ), 685頁(数字のみ), 686 頁, 690頁, 695頁, 701頁, 70 4頁, 705頁, 709頁, 711頁, 7 14頁, 719頁, 720頁, 724頁, 749頁,758頁ないし762頁,76 7頁ないし769頁,771頁,774 頁, 777頁, 782頁ないし784頁, 792頁, 794頁, 799頁ないし80 5頁, 810頁, 811頁, 813頁, 8 14頁,816頁ないし828頁,831 頁ないし838頁,840頁ないし845 頁, 848頁, 849頁, 851頁, 85 2頁, 855頁, 858頁ないし862 頁,864頁ないし866頁,868頁な いし871頁,872頁ないし877頁, 880頁, 881頁, 883頁, 884 頁,886頁,887頁,888頁(数字 のみ),889頁ないし892頁,896 頁(数字のみ),897頁,898頁,9 00頁ないし902頁, 906頁ないし9 10頁,911頁(数字のみ),912 頁, 913頁, 915頁, 917頁(数字 のみ), 919頁, 920頁, 921頁 (数字のみ), 922頁(数字のみ), 9 24頁,926頁(数字のみ),930頁 (数字のみ), 931頁(数字のみ), 9 39頁,941頁,943頁(数字の |み), 946頁(数字のみ), 947頁 (数字のみ), 948頁, 949頁, 95 6頁ないし959頁,961頁,962 頁, 976頁, 983頁ないし986頁, 988頁ないし990頁, 992頁, 99 5頁,998頁ないし1000頁,100 3頁, 1005頁, 1006頁, 1009 頁,1010頁,1018頁ないし102 1頁, 1023頁, 1024頁(数字の み),1025頁(数字のみ),1026 頁、1028頁、1030頁、1035頁 ないし1037頁, 1039頁, 1040 頁、1042頁、1054頁、1058 頁, 1064頁, 1066頁, 1070 頁,1078頁,1080頁ないし108 2頁, 1085頁, 1092頁, 1094 頁,1096頁,1101頁ないし110 5頁, 1112頁, 1114頁ないし11 17頁, 1123頁, 1129頁, 114 1頁, 1148頁, 1151頁, 1156 頁(数字のみ)、1165頁、1172 頁,1173頁 (2) 各頁の完結区分欄上部の日付けメモ 36頁, 105頁, 128頁, 129頁, 130頁, 133頁, 134頁, 152 頁, 153頁, 170頁, 177頁, 19

5頁, 201頁, 225頁, 310頁, 3

52頁, 355頁, 367頁, 403頁, 435頁, 462頁, 498頁, 514頁, 515頁, 516頁, 518頁, 521頁, 546頁, 552頁, 574頁, 576頁, 648頁, 678頁, 684頁, 689頁, 701頁, 725頁, 758頁, 774頁, 799頁, 800頁, 801頁, 884頁, 888頁, 896頁, 911頁, 1018頁 (3)77頁違反条項・指導事項欄, 94頁欄外, 364頁欄外, 388頁欄外, 539頁欄外, 546頁備考2欄, 653頁欄外, 662頁是正期日欄, 677頁欄外, 856頁欄外, 971頁欄外, 1026頁違反法条項・指導事項欄, 是正期日欄

(注)上表は、当審査会事務局において作成した。なお、諮問庁が新たに開示するとしている部分の記載は省略した。